

たかはま

2010
4/1

April・No.1120

主な内容

- 吉浜ふれあいプラザオープン
- 施政方針・教育行政方針
- 「市民予算枠事業」をスタートします
- 平成22年度当初予算決定

表紙

切磋琢磨
世界大会をめざして



各種相談

八幡町三丁目
間瀬颯大くん・健大くん



市長との対話日

4月2日(金)、5月7日(金) 午前9時～正午 市長応接室
※5月7日(金)の対話日は4月30日(金)までに、人事グループ
(☎52-1111内線309)へ申し込んでください。

税務相談(税理士)

4月13日(火) 午後1時～3時 市役所市民相談室
※相続・贈与・不動産取得などに関する税一般。予約優先
(☎52-1111内線269)です。

労働相談(西三河事務所職員)

4月14日(水) 午後1時～4時 市役所市民相談室
※職場での悩みごと・困りごとなど(解雇・賃金・労働時間など)

市民相談(市民生活グループ職員)

平日 午前8時30分～午後5時15分 市役所市民相談室
※市役所へのご意見・ご要望など。

日系人相談(ポルトガル語の分かる相談員)

※庁舎内の案内、通訳など。
午前8時30分～午後5時15分 市役所市民生活グループ

人権相談(人権擁護委員)

4月1日(水)、5月6日(水) 午後1時～3時 市役所市民相談室
※いじめ、虐待、差別などの人権問題。

行政相談(行政相談委員)

4月1日(水)、5月6日(水) 午後1時～3時 市役所市民相談室
※国、県、市などに対する苦情・要望など。

消費生活相談(消費生活相談員)

4月9日(金) 午後1時～4時 市役所市民相談室
※消費者トラブルの相談など。

教育相談

平日 午前8時30分～午後5時15分 子ども権利支援センター(全世代学習館内)
※事前に子ども権利支援センター(☎54-4686)または学校経営グループ(☎52-1111内線345)へ申し込んでください。

心配ごと相談(弁護士)

4月7日(水)・21日(水)、5月12日(水)
午後1時～3時45分 いきいき広場
※予約制。事前に、社会福祉協議会
(☎52-2002)へ申し込んでください。

介護保険相談(介護保険グループ職員)

平日 午前8時30分～午後5時15分 いきいき広場
(☎52-9871)

こども相談(刈谷児童相談センター心理判定員)

4月14日(水) 午前9時45分～午後4時 いきいき広場
※予約制。事前に地域福祉グループ(☎52-9871)へ申し込んでください。

家庭児童相談(家庭児童相談員)

平日 午前9時～午後4時 いきいき広場
(☎52-9871)

※子どもと家庭の悩み事相談など。

母子自立支援相談(母子自立支援員)

平日 午前9時～午後4時 いきいき広場
(☎52-9871)

※自立に必要な情報提供・指導・相談など。

母子家庭就業相談(県就業相談)

4月20日(火) 午後2時～4時 いきいき広場
(☎52-9871)

心理相談(臨床心理士)

毎週水曜日 午後1時～5時
※予約制。事前にいきいき広場(☎52-9871)へ申し込んでください。

障がい相談(相談支援専門員)

平日 午前8時30分～午後5時15分 いきいき広場
(☎52-9610)

※障がい者の生活全般に関する相談など。

4 Calendar

●人口と世帯数(H22.3.1現在)

人口 45,075人 (+65) 男 23,401人 (+66)
世帯数 17,188世帯 (+78) 女 21,674人 (-1)()前月比

1	木	吉浜ふれあいプラザオープン ベビーブックのひととき(吉浜公民館)
2	金	
3	土	図書館紙芝居の日 文化協会「大山桜ものがたり」(大山緑地周辺) ひめゆり平和への祈り(沖縄戦から65年)特別展(かわら美術館)～5月16日
4	日	消防団入退団式(高浜中学校)
5	月	
6	火	
7	水	
8	木	
9	金	
10	土	図書館おはなし会
11	日	
12	月	
13	火	
14	水	

15	木	
16	金	
17	土	図書館紙芝居の日
18	日	
19	月	狂犬病予防注射(吉浜公民館北駐車場、吉浜八幡社、中部公園)
20	火	狂犬病予防注射(大山公民館、高取農業センター、 勤労青少年ホーム)
21	水	狂犬病予防注射(市役所西駐車場、高浜南部公民館、洲崎公園)
22	木	
23	金	
24	土	
25	日	
26	月	
27	火	
28	水	
29	木	昭和の日
30	金	

吉浜ふれあい プラザオープン

4月1日に、「吉浜ふれあいプラザ」がオープンします。この施設は、やすらぎと心の豊かさを日々実感するなかで、高齢者、障がい者、子どもたちをはじめとする地域のすべての方が互いに支え合いながらふれあうことのできる場です。

建物は2階建てで、「吉浜まちづくり協議会」の活動の拠点となります。建物内には、交流スペースが3つあり、会議や打合わせ、各種講座などにご利用いただけます。



交流スペース1

また、建物の1階には、まちづくり協議会の運営により、コーヒーやランチなどが楽しめるサロン（4月18日オープン予定）があり、地域の皆さまが気軽に集まれる交流の場を提供するとともに、人形小路など観光交流の場としても活用していきます。



サロン

問合せ先

- ・吉浜まちづくり協議会 ☎52-1101
(住所: 〒444-1331 屋敷町二丁目3番地15)
- ・市役所地域政策グループ ☎52-1111 (内線351)



＜吉浜ふれあいプラザの利用方法＞

利用時間 午前9時～午後10時

休館日 年末年始（12月29日～1月3日）

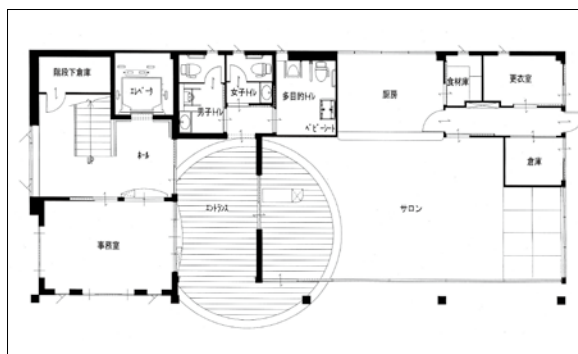
交流スペースの利用 予約制です。利用を希望する方は、吉浜ふれあいプラザ事務室（☎52-1101）へ予約してください。

利用料金（1時間あたり）

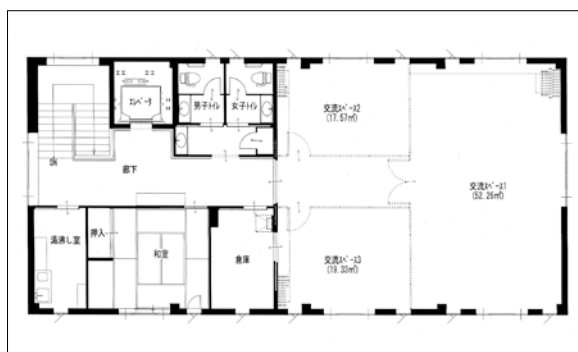
- ・交流スペース1 250円
- ・交流スペース2 80円
- ・交流スペース3 90円

※間仕切りをはずせば一体的に使っていただくこともできます。

☆施設の概要



平面図（1階）



平面図（2階）

施政方針

本文は、市議会 3 月定例会で行った施政方針演説の一部を抜粋したものです。



市長 吉岡初浩

【はつめ】

「脱皮できない蛇は滅びる」という言葉があります。脱皮は古い衣を脱ぎ捨て、新しい自分に変わろうという、生き抜くために不可欠な行為です。生き抜くためには、環境変化や現場で起きている警鐘を敏感に察知し、「変わる」「変えよう」という強い意志が必要です。

昨年誕生した民主党政権の「一丁目一番地」と位置づけられている「地域主権」は、住民自治をもっと身近なものにしていくという取り組みです。自分たちの地域のことは、自分たちで決める。そして責任も持つ。「誰かがやってくれるだろう」「何とかなるだろう」という甘えや依存体質は許されなくなります。市民・議会・行政が高浜市の共同経営者として、現場である地域で起きている問題に眼を向け、高浜市はどこへ向かうべきか、そのために何をなすべきか、どう変わるべきか、一緒にそのイメージを描き、生き抜くための一歩を踏み出していかねばなりません。

くための一歩を踏み出していかねばなりません。

昨年12月から、市民と職員約150人による「高浜市の未来を描く市民会議」が発足し、市政運営の両輪となる自治基本条例と第6次総合計画の策定作業が本格的に始まりました。これから高浜市はどうあるべきか、こんな高浜市にしていきたいといった想いを出し合っています。また、会議を公開するなど議論の内容や各種データといった情報も積極的に開示しています。計画策定後は、目標の達成度や効率性等を市民とともに点検・検証し、その結果を改善策に結びつけ、刻々と変化する環境に対応しうるよう、成長に向けた脱皮を絶えず続けていくことを目指します。

【平成22年度の重点施策】

昨年9月に試行実施した事業仕分けを6月に本格実施します。事業の選択過程から公開し、市民が評価者となり、仕分け結果の反映を第三者委員会がチェックするという高浜市バージョンで取り組みます。

環境に配慮したエネルギーの活用推進として、防犯灯のLED照明化や指定避難所となっている都市公園へのソーラーLEDの設置を計画的に推進します。住民自治に基づく市政運営を

定める「自治基本条例」は作って終わりというのではなく、使ってこそ、動かしてこそ、その真価を発揮するものであることから、多くの市民の声を集め、プロセスを大切にしながら策定を進めます。

行政が市民からお預かりした税を、地域でより有効に役立てていただくため、個人市民税の5%の額を「市民予算枠」として、「地域内分権推進型」「協働推進型」「市民提案型」の3部門を設けて提案を募集します。財政状況を市民目線で分析した「わかりやすい予算書」を市民とともに作成し、市が行う事業や財政のあり方について市民と一緒に考え、将来にツケを回さないよう、財政健全化を推進します。

将来の高浜市を担う子どもたちに対して「まなび」の好奇心を呼び起こし、生涯を通して学び続ける心を育み、「まなび」を活かせるまちを目指し、生涯学習基本構想を策定します。

産業基盤を強化し、活力ある高浜市を創るため、企業訪問活動を実施し、支援事業をPRし、企業誘致に取り組みます。

若者の起業マインド育成、企業を退職された方々にその能力・経験等を地域で発揮していただく場の創出、また超高齢社

会に備え、歩いて行き来できる範囲の中で暮らせるまちづくりといったコンパクトタウンの実現につながるよう、コミュニティビジネス支援を進めます。

安定的な農業経営が図られるよう、「明日の高浜農業を考える会」を発足し、高浜任意営農組織立ち上げ準備を進めます。市内中小事業者への支援として「がんばる事業者応援補助金」を実施します。

時代に即応した地場産業の支援として、三州瓦屋根工事奨励補助金制度を見直します。新築または全面葺き替え時に、三州瓦を使用した屋根の上に太陽光発電を併せて設置した場合には、上乗せ補助をします。

待機児童の解消や多様化する保育ニーズに対応するため、平成23年度の実施を目指し、市独自の基準で認証する「認証保育所」への助成制度を検討します。

地域で市民が主体となって実施する「子育て・子育て事業」を支援するため、子どもに関わる団体間や企業との情報交換や連携、交流などを通じて、就園前の在宅子育て家庭の支援を行う在宅家庭支援事業や、放課後の子どもたちの自主性や社会性などを育むことができる居場所づくりを支援します。

障がいのあるお子さんの育ち

を一貫して見守り、支援するため、高浜版発達センターの設置を関係機関と連携して進めます。地域の防災力を高めることは喫緊の課題であり、地域と協議しながら、子どもも含めたマンパワーを最大限に活かすといった実践的な防災訓練の実施や、行政・地域・民間が連携しあう防災ネットワークを構築し、互いに顔の見える関係、心の通う関係づくりを目指します。

いきいき広場マシンスタジオの機器の更新、セカンドステージ力レージの開設、いきいき健康マイレージの実施などにより、高齢者の健康づくり・元気づくりを応援します。

【おわりに】

私が尊敬する工学者の糸川英夫博士の言葉に「目標に向かって、一段ずつ階段を上っていく上で、一番肝心なことは、必ず、最初の一段を上ることである。そしてまた次に一段上るといいうことである。」という言葉があります。目標到達までには様々な過程がありますが、最初の一段を上ることなしに到達することはできません。この考え方を肝に銘じ、絶えず脱皮を繰り返して、着実に一歩、一歩を踏み出してまいります。

教育行政方針

本文は、市議会3月定例会で行った教育行政方針演説の一部を抜粋したものです。



教育長 岸本和行

1 教育基本構想の策定

今年度「教育基本構想策定委員会」を設置し、総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、その基本的考え方、教育に関する施策を横断的に捉え直し、総合的にその策定の推進を図ります。

2 確かな学力の向上をめざして

(1) 教師力・授業力の向上

教師は、子どもたちの学力を養う責任があり、教師力・授業力の向上は不可欠です。教師の力量が、学力向上を始めあらゆる教育効果に多大な影響を及ぼします。魅力ある授業ができるよう「確かな授業づくり事業」を継続し、授業研究を柱とした教員研修事業の取り組みをより充実させ、教師力・授業力の向上を図ります。すべての教師は授業力向上のための授業公開をするとし、その授業をベースとした校内研修、研究会等を充実させ、お互いが切磋琢磨し協力して教師力・授業力を高め合う集団づくりに努めます。

また、各種研究発表会や研修会への積極的な参加を奨励します。学校組織マネージメント研修は「元気の出る授業づくり講座」を今年も実施します。

教科等指導員制度を見直し、新たに教育指導員を配置し、指導員にその役割や指導の仕方、教員への関わり方など指導・助言・支援をします。

(2) 学力の向上をめざした細やかな指導の充実

子どもたちが基本的な学習習慣を身につけて授業に臨めることを第一とし指導・支援に努めます。一人ひとりにきめ細かく指導できる少人数指導は学習効果をあげています。サポートティーチャーは、算数・数学及び英語の丁寧指導や少人数指導で充実を図ります。少人数指導実施学年、少人数分割数、学校規模や取組状況で配置人数等を見直し、少人数指導の有効性を引き出し、きめ細かな指導を実現し、学力の向上に努めます。

(3) 特別支援教育・外国人支援教育の充実

障がいを持った子どもたちに人的配置をし、取り出しや入り込みによる指導、困り感に寄り添うきめ細かな学習・生活支援をしていきます。外国人児童生徒に外国人児童生徒通訳者が、通訳翻訳活動

相談活動、言語指導など対応をします。日本語を理解できない日本の生活習慣に慣れない児童生徒が、日本語や文化・習慣等を学び、学校になじめるよう、外国人早期適応指導の取組を継続します。

3 心豊かで健やかな子どもの育成をめざして

(1) 心の教育・道徳教育の充実

心の教育は、道徳教育によって学校教育の場で基礎基本を学び、授業等でも我慢する力や協力する力を身につけます。子どもの発達に応じた道徳教育の充実と道徳時間の確保、道徳教材の開発と発掘、その蓄積と活用等に努め、規範意識や倫理、人を思いやる心など豊かな人間性を育てていきます。

また、「ありがとう」という感謝の気持ちを育む取組も市内小中学校で推進できるようはたらきかけます。清掃活動、あいさつ運動、当番活動、係活動等の計画的・意図的な取り組みで、子どもたちが規範意識を持ち、正しい善悪の判断のもと行動し、モラルやマナーを身につけられるよう指導・支援に努めます。

(2) いじめ不登校対策・学校不適応支援の充実

いじめ調査やアンケートを実施し、早期発見早期対応を心が

け解決に努めます。新たな不登校を出さない予防対応策の取り組み、生徒指導相談員や不登校相談員を配置し、学校との連携を密にし、その対応に努めます。また、生徒指導巡回相談員の配置を継続し、各学校への巡回指導や家庭訪問を行い、不登校をはじめ学校不適応児童生徒への支援を充実します。

4 地域と共に歩む開かれた学校をめざして

(1) 学校評価（自己評価・学校関係者評価・第三者評価）教育委員会評価

市内教職員、保護者・地域住民、市外・県外関係者が参加する「高浜市学校評価シンポジウム」を開催し、高浜の学校評価事業の取組や実践を報告・発表します。

開かれた学校として説明責任を果たし、効果的で有効性の高い学校評価ができるようその取り組みについて検討し、充実を図ります。

客観的で専門的な見地からの考えを知らせ、学校にとって有効に働くと考えられる第三者評価を行う、第三者評価委員会を設置します。

教育委員会は、評価方法・項目等の課題を改善し教育委員会評価を実施し、その評価結果を

教育委員会の取り組みに生かし、発展に努めます。

(2) 情報発信

開かれた学校をめざし、保護者・地域住民に学校教育を理解・協力していただくために、リーフレット、各種たよりやホームページ等で情報を家庭や地域に発信します。

5 教育環境の充実

施設整備は、児童・生徒の安全を最優先に考え、学校と協議して進めます。吉浜小学校北舎西側の屋上防水工事と高浜小学校北舎の受水設備改修工事を実施します。小規模修繕は、要望に応じ予算配当し、迅速に修繕を実施できるよう体制をとります。小中学校建て替えについては、教育基本構想で調査・研究をします。

学校の果たす役割は重要で、保護者や地域の方々と密接に連携し協力し合い解決に向けた取り組みが求められます。教育の基本理念は不変で、目の前にいる一人ひとりの子どもたちの人格の形成に他なりません。子どもたちの健やかな成長を願い、一人ひとりの教員の教師力を高め、学校現場が生きてきと教育活動ができるよう点検・評価を行い、人的・物的支援や教育課題に指導・助言・支援します。

「市民予算枠事業」を スタートします

申込・問合せ先 市役所地域政策グループ ☎52-1111（内線328）

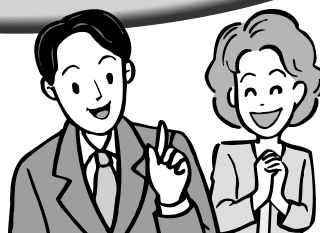
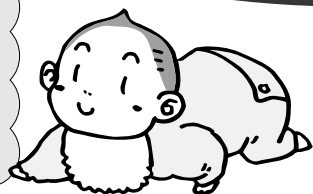
これからの高浜市に
必要なのはこれなん
じゃないかな・・・



私たちが住む地域が
もっと住みやすくなるよ
うに。そのためにはどう
すればいいのかしら

地域の「やりたい」を応援する 市民予算枠事業（新制度）の 提案募集

高浜市がこんな
まちになったら
いいな・・・



地域の子どもたちが
じまんでくれるものを
残してあげたい・・・

市民予算枠事業とは、市民の皆さんからお預かりした税を、地域でより有効に役立てていただくために、個人市民税の5%分の予算の使いみちを市民の皆さんと協議・検討して、小学校区単位あるいは市内全域の「どうしよう?」の解決や「みんなでこうしたい!」という想いをかなえるための制度です。

市民予算枠事業には3種類あり、募集概要は次のとおりです。

「地域内分権推進型」

■内容

小学校区の地域範囲で考えていただきます。まちづくり協議会、町内会などの地域団体が実施主体となり、地域の「いいところ（長所・魅力）」や「心配なところ（課題・問題）」をふまえ、公共的な視点で、より良くしていくための実行可能な手立てを検討し、そのために必要なプランを提案していただきます。各小学校区で取りまとめ、緊急性・重要性を考慮して調整・優先順位付けし、市に提出します。財政状況や予算についての共通認識を深めたうえで予算化し、交付金を決定し、実施する団体に交付します。

■交付対象団体・実施団体…まちづくり協議会、まちづくり協議会の構成団体

■募集期間……………4月1日(木)～5月31日(月)

■審査方法など……………書類の提出、小学校区単位で調整

「協働推進型」

■内容

市内全体の利益、または課題の解決となる、実行可能なプランを考え実施していただきます。市民公益活動団体が「高浜市まちづくりパートナー」として登録したうえで審査を受け、プランが採択となれば交付金を実施団体に交付します。

(※「高浜市まちづくりパートナー」の登録は随時受け付けています)

■交付対象団体・実施団体…まちづくりパートナーに登録された市民公益活動団体

■募集期間……………4月1日(木)～4月30日(金)

■審査方法／時期……………書類審査・公開審査(プレゼンテーション)／5月

「市民提案型」

■内容

市内全体の利益、または課題の解決となる、実行可能なプランを考えていただきます。市民、市民公益活動団体が提案し、審査を経たうえで予算化し、市が実施します。

■提案者……………市民、市民公益活動団体

■募集期間……………4月1日(木)～5月31日(月)

■審査方法／時期……………書類審査・公開審査(プレゼンテーション)／6月

●交付対象事業について

いずれも、その事業を実施することによってまちづくりに良い成果の生じるものとしますが、

- ・市が決定権限を持つ事業であること(国・県などの許可が必要でないこと)
- ・政治または宗教活動に関係のない事業であること
- ・実施主体関係者のみの親睦事業でないこと
- ・他の制度により市の補助金をすでに受けているものではないこと

このほか各タイプによって詳細を定めます。

●事業提案に必要な書類の様式など

市役所地域政策グループまでお問い合わせいただくか、高浜市公式ホームページ
→ 各グループのページ → 地域政策グループからダウンロードできます。

高浜市市民予算枠事業
審査委員会
委員募集

地域のニーズに即した税の活用と、新しい公共空間を形成するために今年度から創設した「市民予算枠事業交付金制度」について、市民公益団体などから提案される事業内容の審査や評価などを行う委員を募集します。

資格 市民
任期 2年

会議 年7～8回程度
※会議は公開制です。

募集人員 3人

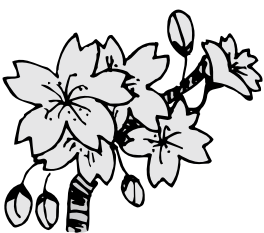
※応募者多数の場合は、抽選とします。

申込み方法

4月15日(木)までに地域政策グループへ備え付けの応募用紙で申し込んでください。

問合せ先

市役所地域政策グループ
☎ 52-11111 (内線328)



平成22年度当初予算決定

平成22年度一般会計、特別会計、企業会計を合わせた予算総額は208億8,379万円で、前年度に対して1.3%の増となっています。

総 額	208億8,379万円 (1.3%増)
一般会計	127億2,390万円 (0.4%減)
特別会計	71億3,828万円 (5.7%増)
企業会計	10億2,161万円 (5.0%減)

一般会計は、127億2,390万円で、前年度に対して0.4%の減となっています。

市民の皆さんと約束をしたローカルマニフェストを実現していくとともに、「高浜市緊急財政方針」を掲げ、徹底的にムダを省き、不要不急なものを根絶し、その中で市民と行政がベクトルをそろえ「アシタのチカラ」となる将来へ向けての財政運営の基礎を築く予算編成としました。

主な事業としては、地域の「やりたい」という想いをかなえるための市民予算枠事業交付金制度を新設し、推進していきます。

さらに昨年度、試行的に実施した「事業仕分け」を本格実施することにより、事業の無駄を洗い出し、かつ事業のあり方を含めた行財政全体の再構築を行っていきます。

また、学校運営および教育活動の更なる向上を図るべく、学校評価シンポジウムを開催します。

特別会計の内訳

●国民健康保険事業	31億6,009万円
●土地取得費	1億3,714万円
●老人保健	502万円
●公共下水道事業	13億2,080万円
●公共駐車場事業	2,813万円
●介護保険	21億1,721万円
●後期高齢者医療	3億6,989万円

企業会計の内訳

●水道事業会計	10億2,161万円
---------	------------

予算早わかり

◆予算

一般に一定期間における収入・支出の見積りであると同時に支出額と支出の内容を制限する拘束力をもっています。予算は、市長が議会に提案し、議会の議決によって成立します。

◆一般会計予算

市の会計の基本となるものです。市税収入を主な財源として、福祉の充実や道路の整備など市の基本的な施策に要する経費の合計です。

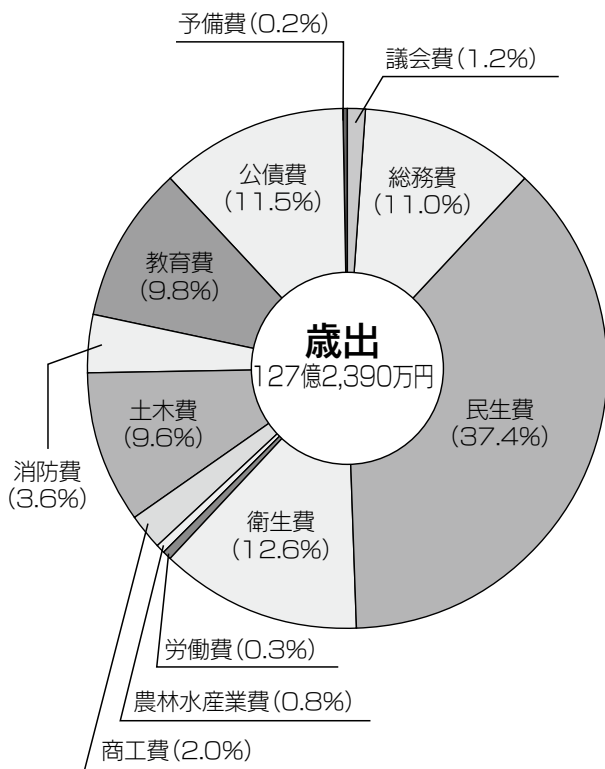
◆特別会計

特定の事業を行う場合、その特定の歳入を特定の歳出に充て、一般会計と別に経理する会計です。高浜市では、現在国民健康保険事業など7つの特別会計があります。

◆企業会計

水道事業など民間企業と同じように、独立採算制を原則とする事業を経理する会計です。

一般会計の内訳

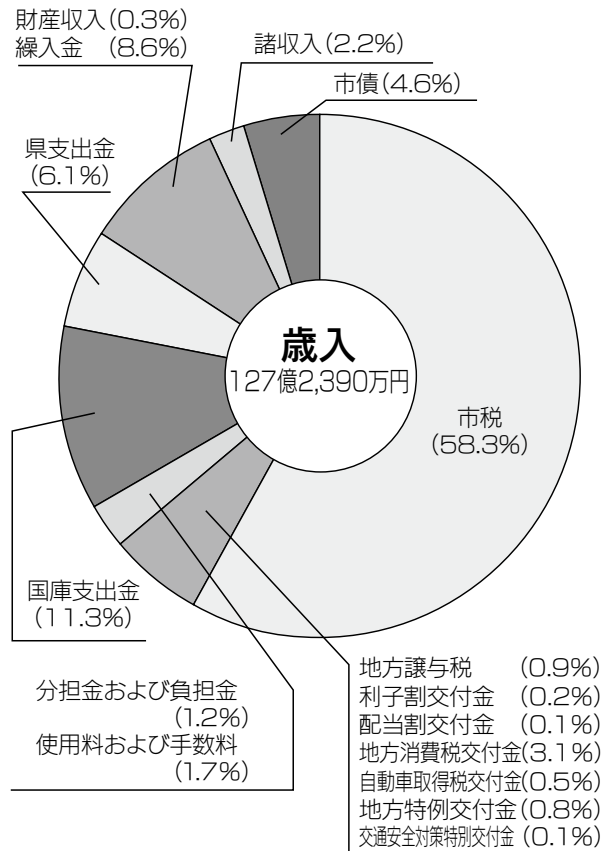


歳出 (単位：千円) () は前年対比伸率 (%)

議会費	158,511	(△ 6.7)
総務費	1,404,469	(△ 23.2)
民生費	4,758,854	(24.8)
衛生費	1,602,889	(△ 24.7)
労働費	34,809	(△ 22.4)
農林水産業費	102,858	(△ 10.6)
商工費	250,048	(12.6)
土木費	1,217,840	(7.1)
消防費	458,946	(△ 3.9)
教育費	1,246,011	(△ 8.9)
災害復旧費	4	(0.0)
公債費	1,458,660	(1.1)
諸支出金	1	(0.0)
予備費	30,000	(0.0)
計	12,723,900	(△ 0.4)

問合せ

市役所財務評価グループ ☎ 52-1111
(内線 306・312)



歳入 (単位：千円) () は前年対比伸率 (%)

市税	7,421,815	(△ 6.6)
地方譲与税	112,000	(△ 5.9)
利子割交付金	25,000	(△ 21.9)
配当割交付金	13,000	(△ 13.3)
株式等譲渡所得割交付金	5,000	(0.0)
地方消費税交付金	400,000	(△ 9.9)
自動車取得税交付金	65,000	(△ 19.8)
地方特例交付金	95,000	(18.8)
地方交付税	1	(0.0)
交通安全対策特別交付金	7,000	(0.0)
分担金および負担金	158,323	(△ 0.9)
使用料および手数料	217,719	(△ 11.2)
国庫支出金	1,441,528	(96.1)
県支出金	769,365	(35.3)
財産収入	33,671	(△ 40.1)
寄附金	111	(0.0)
繰入金	1,092,976	(△ 7.8)
繰越金	10	(0.0)
諸収入	283,381	(△ 33.0)
市債	583,000	(△ 13.5)
計	12,723,900	(△ 0.4)

下水道 地球を守る リサイクル

問合せ先 市役所上水道グループ ☎ 52-11111 (内線 291・292)

4月1日から下水道が使える区域が広がります

4月1日より、本郷町、田戸町、二池町、碧海町、向山町の一部が新たに下水道の使用できる区域になります。

わたしたちは日常生活や社会活動のなかで、いろいろな形でたくさんの水を使います。いったん使われた水は汚れてしまい、これをそのまま流してしまうと生活環境は悪くなり、川や海も汚れていくばかりです。

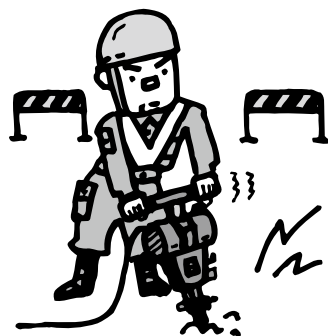
下水道はこうした汚れた水を集め、きれいな水にのみがえらせる機能を持ち、わたしたちが健康で文化的な生活を営むためには、必要不可欠な施設です。

下水道が使用できる区域は、下水道への接続が義務付けられています。未接続のままで、水路などの汚濁が解消されず、周囲の方に迷惑がかかります。また、将来の子どもたちに豊かな水環境を残すために、くみ取り式便所の方は3年以内にそれ以外の方は速やかな接続をお願いします。

使用できる区域は、下の図のとおりです。詳しくは問い合わせてください。



接続工事 (排水設備工事)の 申し込みは



排水設備工事の見積り・施工などに関する相談は「高浜市排水設備工事指定工事店」に依頼してください。

指定工事店は、法律などで定められた基準に適合した工事を施工するために、必要な知識と技術をもっており、工事に関する手続きについても、皆さんのお手伝いができるように、市が指定している業者です。

※排水設備工事は指定工事店しかできません。

※指定工事店については、上下水道グループへ問い合わせてください。なお、工事店一覧が市ホームページに掲載してありますので、確認することができます。

排水設備改造資金の 融資あつせん

下水道を使用するには、トイレをはじめとする屋内の排水設備を改造することが必要になります。この改造工事が一度に皆さんの負担とならないよう、市では金融機関から無利子で改造資金の融資が受けられるように『水洗便所改造資金融資あつせん制度』を設けています。

融資金額 公共下水道に接続するトイレが

- ・1か所の場合：60万円まで
- ・2か所の場合：80万円まで
- ・3か所以上の場合：100万円まで

利子 無利子（利子分は市が負担します）

返済方法 金融機関から融資を受けた月の翌月から元金均等の方法で毎月支払いしていた



できます。元金の返済期間は60か月以内です。

対象となる方 下水道が使用できることとなった日から3年以内

に排水設備工事（新築は除く）を行う方で、次の条件を全て満たしている方に限ります。

①市税、水道料金および受益者負担金を滞納していないこと
②返済能力を有すること（金融機関の審査があります）
③連帯保証人が1人いること

取扱金融機関 岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合、あいち中央農業協同組合の市内に所在する各支店

申込方法 排水設備工事の契約時に指定工事店に融資あつせんを希望する旨を伝え、排水設備等確認申請書と同時に書類を提出してください。

雨水貯留・浸透施設 設置奨励補助金制度 をご利用ください



近年、市内でも都市化が進み、特に市街地では、雨水が地中にしみこむ場所の減少により、地表に流れ出す量が増加してきています。そこで、雨水の流出を抑制することができる「雨水貯留・浸透施設」を設置することにより、さまざまな効果をもたらすことができますので、ぜひご利用ください。

対象 市内の宅地などに雨水貯留施設または雨水浸透施設を設置する方

期待される効果

- ・雨水を一時的に貯留することにより、河川の急な増水を軽減します。
- ・雨水を浸透させることにより地下水の増加と河川の負担の軽減が期待できます。
- ・貯留した雨水を散水・洗車などに利用することができます。水資源の節約になります。

補助対象施設と補助金額

補助対象施設		補助金額
区分	規格	
貯留槽（雨水タンク）	容量200リットル以上	1基あたり22,000円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浸透ます	内幅20cm以上	1基あたり6,000円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浸透管	内径5cm以上	1mあたり1,300円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
透水性舗装	路盤材厚10cm以上	1㎡あたり1,100円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浄化槽転用貯留槽	浄化槽を雨水貯留槽に転用する場合	転用費用の2/3の金額で、100,000円を上限とした金額

※貯留槽（雨水タンク）、浸透ます、浸透管および透水性舗装の補助金の合計額は、10万円を上限とします。

※補助金の合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額になります。

下水道事業 受益者負担金の 賦課徴収区域が 拡大されます

問合せ先 市役所上下水道グループ
☎ 52-1111 (内線 291・292)

市では、都市基盤の整備として、平成3年度から公共下水道工事に着手し、平成22年4月1日使用開始区域を含め約393haの区域で下水道が使用できるようになりました。今年度も新たな対象区域を4月1日付で公告し、「受益者負担金」を賦課します。

なお、使用できる区域・時期（供用開始区域・時期）については、整備の進み具合により広報などでお知らせします。

受益者負担金とは

下水道を整備するには多額の費用が必要です。道路や公園などのように、だれもが利用できる施設と違い、下水道のように特定の方だけが利用できる施設の建設費を税のみでまかなうとすると、利益を受けない方にも同じ負担をさせることになり、公平性を欠くことになります。

そこで、下水道の整備により利益を受ける方に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金です。

負担金を納めていただく方

今年度、公告された賦課対象区域内に土地を所有している方です。その土地に地上権、質権、使用貸借または賃貸借権がある場合は、その権利者が受益者となる場合もあります。

負担金の対象となる土地

今年度、公告された賦課対象区域内（下水道整備区域内）にある宅地、雑種地、田畑などすべての土地が対象となります。

なお、この負担金は固定資産税

などとは異なり、毎年賦課されるものではなく、その土地に対して一度かぎりのものです。

負担金の額

負担金は土地の面積（公簿面積）に応じてかかります。土地1平方メートルあたり350円です。たとえば190㎡の土地の負担金額は、 $190 \text{ m}^2 \times 350 \text{ 円} = 66,500 \text{ 円}$ となります。

負担金の納付方法

平成22年度に負担金を決定した区域は、本年9月より負担金を賦課します。この負担金の納付方法には、年2回払いの5年分割納付と一括納付の2通りがあり、一括納付の場合は、前納報奨金が交付（一定の割合で減額）されます。

なお、一括納付の対象となるのは、第1期の納付期限までです。また、前納報奨金の限度額は最高25万円です。

負担金の徴収猶予

申請により負担金の徴収猶予が受けられる土地には、

①地目および現況が農地・山林などの土地

②係争中の土地
③災害などにより納付が困難な受益者が所有または使用している土地

④生活保護を受けている受益者が所有または使用している土地
などがあります。

負担金の減免

申請により負担金の減免が受けられる土地には、

①国、地方公共団体の土地
②学校、幼稚園などの土地
③宗教法人法第2条に規定する団体が使用する境内地

④公衆用道路として使用する私道
⑤町内会が公共の用に使用する集会所などの土地

などがあり、減免率は100%から25%までです。

受益者の申告

土地所有者の方に地目・面積などを記載した「受益者申告書」を送りますので確認のうえ、申告手続きをしてください。

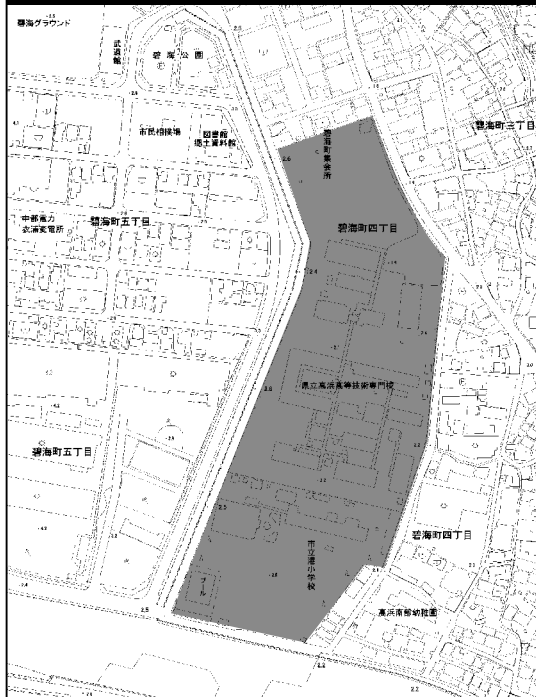


賦課対象区域

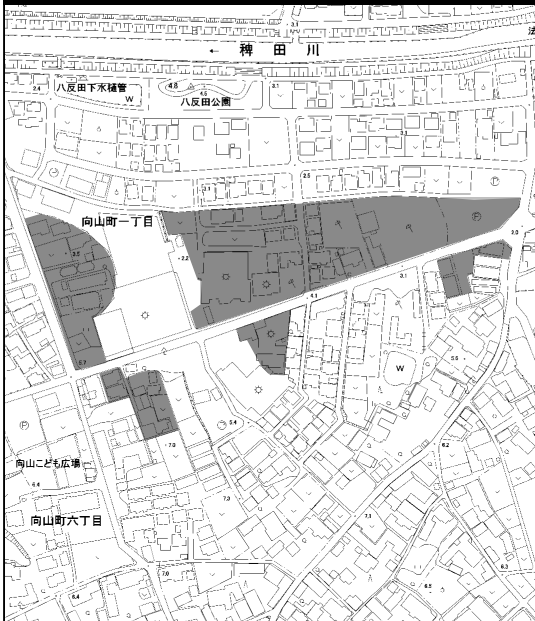
平成22年度に賦課対象となる区域は次のとおりです。(地図参照)

- ・碧海町四丁目の一部
- ・向山町一、六丁目の一部
- ・神明町二、三丁目の一部

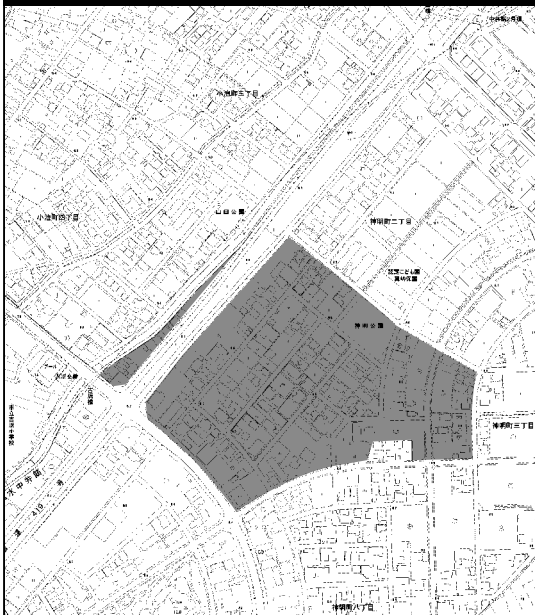
碧海町四丁目の一部



向山町一・六丁目の一部



神明町二・三丁目の一部



説明会の開催

受益者負担金制度と納付までの手続きを理解していただくための説明会を6月下旬ごろ(予定)に開催します。(対象となる土地所有者に直接案内します)

納付までの流れ

6月下旬(予定)	関係者への説明会および受益者申告書の送付
7月中旬(予定)	申告書を市へ提出
8月中旬	負担金決定通知書の送付
8月下旬	納入通知書の送付(口座振替の方を除く)
9月末日までに	取扱金融機関にて納付 (口座振替は納期末日に引き落とし)

納付例

◇負担金額が66,500円(土地の面積が190㎡)の場合
一括納付の場合

納付時期	受益者負担金	報奨金額	差引納付額
1年目第1期 (9月1日～30日)に 全額納付の場合	66,500円	10,690円	55,810円
2年目第1期 (9月1日～30日)に 全額納付の場合	52,800円	6,650円	46,150円
3年目第1期 (9月1日～30日)に 全額納付の場合	39,600円	3,560円	36,040円
4年目第1期 (9月1日～30日)に 全額納付の場合	26,400円	1,420円	24,980円
5年目第1期 (9月1日～30日)に 全額納付の場合	13,200円	230円	12,970円

分割納付の場合

期別	納付年度	1年目	2年目
第1期	9月1日～30日	7,100円	6,600円
第2期	翌年3月1日～31日	6,600円	6,600円

期別	3年目	4年目	5年目
第1期	6,600円	6,600円	6,600円
第2期	6,600円	6,600円	6,600円

情報ファイル

Information

税

土地価格等縦覧帳簿・
家屋価格等縦覧帳簿
の縦覧

平成22年度土地・家屋価格等
縦覧帳簿の縦覧ができます。

土地価格等縦覧帳簿には所在地番、地番、地目、地積、価格が、家屋価格等縦覧帳簿には所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格が記載されています。

縦覧期間 4月1日(木)～5月31日(月)

※土・日曜日、祝日は除きます。
縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 税務グループ
縦覧できる方 納税者、同居の家族および納税管理人です。

その他の人は委任状が必要となります。なお、申請者の本人確認をするため、証明できる書類(運転免許証など)の提示をお願いします。

※課税明細書の送付および課税台帳の閲覧は、4月上旬を予定しています。

問合せ先

市税務グループ

☎ 52-11111 (内線 244・245)

年金

平成22年度

年金額と
年金保険料

◆年金額

国民年金を受給している方の年金額は表1のとおりです。

年金の受け取りは、偶数月の年0回です。

◆年金保険料

・定額保険料 1万5,100円
・付加保険料(月額400円)を加えた保険料 1万5,500円

※割引額は複利原価法により計算します。(表2参照)

前納する場合、1年分または半年分をまとめて納めれば、割引が受けられます。

なお、前納割引を受けるための納付期限は次のとおりです。

・1年前納期限：4月30日(金)

・半年前納期限

(上期)：4月30日(金)

(下期)：11月1日(月)

※これを過ぎると前納割引制度が受けられませんので、ご注意ください。

◆納付は口座振替で

口座振替を利用すれば、納めに行く手間を省けるばかりか、納め忘れもなく安心です。

問合せ先

市市民窓口グループ

☎ 52-11111 (内線 216・261)

表1 年金額

年金の種類		平成22年度
老齢基礎年金		792,100円
障害基礎年金	1級	990,100円
	2級	792,100円
遺族基礎年金(子1人)		1,020,000円
子の加算額	1、2人目	227,900円
	3人目以降	75,900円

表2 年金保険料

	定額保険料		定額+付加保険料	
年額(月払い)	181,200円		181,200円+4,800円	
納付方法	1年前納	半年前納	1年前納	半年前納
納付額	177,980円	89,860円×2回	182,690円	92,240円×2回
割引額	3,220円	740円×2回	3,310円	760円×2回

市へ

長谷川久道

高浜南部幼稚園PTA



善意をありがとう
うございました
(敬称略)



子ども医療費 受給者証

1月診療分から、子ども医療費助成枠を、0歳から中学校卒業年（15歳）の3月31日までに拡大しています。

4月に小学校へ入学するお子さんのいるご家庭に、入学後に使用いただく子ども医療費受給者証を送付しました。（小学校入学前のお子さんは、現在お持ちの子ども医療費受給者証をそのまま使用してください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します）

4月に入っても受給者証が手元に届いていない方は、市民窓口グループまでご連絡ください。

なお、障害者医療費や母子家庭等医療費を受給している方、生活保護を受給している方は、対象になりません。

有効期限が切れた子ども医療費受給者証は、市民窓口グループへ返還してください。

問合せ先

困市民窓口グループ
☎ 52-11111（内線227・217）

後期高齢者医療保険料 年金天引き開始

後期高齢者医療に加入している方は、4月の年金から天引き（特別徴収）される金額を4月の下旬にお知らせします。

申し出により年金からの天引きを口座振替に変更した方は、保険料の納付が7月から始まります。

保険料は、前年の本人所得をもとに計算をしますが、4月から8月までの年金からの天引きでは、平成22年2月の年金天引きの額または前々年の所得をもとに仮計算された保険料額を納めていただきます。

問合せ先

困市民窓口グループ
☎ 52-11111（内線227・217）



国民健康保険税 一部負担金の減免・ 徴収猶予

災害や、事業の休廃止などにより生活が困難になったとき、国民健康保険では、病院などの窓口での自己負担額（一部負担金）が、減免などにされる制度があります。

対象となる方 一部負担金の支払い義務を負う世帯主または世帯に属する方が、次のいずれかに該当したことにより、資産および能力の活用を図ったにもかかわらず、生活が困難になった場合において、申請により必要があると認められるときは、一部負担金の減額、免除、徴収猶予を行います。

①震災、風水害、火災そのほかこれに類する災害により死亡したとき。心身障がい者となりまたは資産に重大な損害を受けたとき。

②干ばつ、冷害などによる農作物の不作などの理由により収入が著しく減少したとき。

③事業または業務の休廃止、失業により収入が著しく減少したとき。

※ただし、次の方は一部負担金の減免、徴収猶予の対象とはなりません。

1 国民健康保険の被保険者の資格を得てから6か月を経過しない方

2 特別な事情がないのに、国民健康保険税を滞納している方

問合せ先
困市民窓口グループ
☎ 52-11111（内線216・261）

**国保加入者の皆さん
すいすい健康教室
受講生募集**

対象 国民健康保険加入者（申込時に国保加入者であれば可）

募集期間 4月5日（月）～16日（金）

募集人数 30人（先着順）

開講日 5月6日から毎週木曜日 午前10時～11時（連続8回）

ところ コパンススポーツクラブ 高浜（図書館西100m）

受講料 1,000円（納付方法は、別途開講案内で通知します。また、受講料納入後は、キャンセルしても返還できません。）

※プールで使用する水泳帽子・水着・タオルは各自で用意してください。

申込方法 直接市民窓口グループへ来庁するか電話で申し込んでください。

平成22年度第1期すいすい健康教室

開講日	内 容
5月6日	すいすい健康体操（新感覚リンパトレナージュ：リンパ系を刺激するストレッチ）
13日	すいすい健康水泳（プール）（泳がないウォーキング中心の水中運動）
20日	メタボ改善水泳（プール）（ウォーキング中心の水中運動）
27日	かんたんダンベル体操（筋力向上ダンベル体操）
6月3日	膝痛予防のための水中運動（プール）（プール下半身中心水中運動）
10日	青竹健康体操（下半身中心のストレッチおよび青竹踏み）
17日	レッツアクアビクス（プール）（かんたんたのしいアクアビクス）
24日	レクリエーション&リラクゼーション

申込・問合せ先

困市民窓口グループ
☎ 52-11111（内線261・262）

国民健康保険税 第1期・第2期は 仮算定です

平成22年度の国保税は、年8回に分けて納めていただきますが、4月時点では前年中の所得金額および固定資産税額が確定していないため、国保税を算定することができません。

そこで、国保税が確定する第3期までは、暫定的に平成21年度の年税額（年度途中から加入した世帯の場合は、1年間に換算した額）の8分の1相当額（1期あたり）を税額として納めていただきます。

これを仮算定といえます。

仮算定（第1・2期）の納税通知書は、4月中旬にお届けする予定です。

もし、平成22年度の国保税が平成21年度の年税額の2分の1に相当する額に満たないと思われる場合は、税額の修正を申し出るができますので、市民窓口グループへ問い合わせてください。

問合せ先

困市民窓口グループ

☎52-11111（内線216・219）

住宅

借上公共賃貸住宅 入居者募集



センチュリー21

募集住宅

- ・センチュリー21（神明町二丁目16番地3）
- ・エクセル湯山（湯山町五丁目3番地4）
- ・ロイヤル八幡（八幡町五丁目1番地19）
- ・パークビレッジ（神明町二丁目12番地1）
- ・ピラ湯山（湯山町二丁目2番地4）
- ・ハイツセブン（呉竹町四丁目10番地3）

家賃など

- ・準耐火2階建て4DK・3LDK
- ・家賃 6万8,700円～7万5,400円

申込資格

- ・現在、同居または同居しようとする親族（内縁関係にある者、婚約者を含む）があること
- ・現在、同居または同居しようとする親族（内縁関係にある者、婚約者を含む）が高浜市営住宅条例に規定する暴力団員でないこと。
- ・収入基準（所得月額）が20万円を超え、44万5,000円以下の世帯
- ・現在、住宅に困窮していることが明らかな世帯
- ・市県民税を滞納していない世帯

その他

- ・小型の物置が各戸にあります。
- ・入居すると家賃以外に共益費・駐車場料金が必要です。
- ・収入基準計算方法・間取りなど、詳しくはおたずねください。

申込受付期間 いつでも（土・日曜日可）

申込受付場所 市民生活グループ

問合せ先

困市民生活グループ

☎52-11111（内線265）

募集

環境美化推進員

昨年4月に、『高浜市みんなであちをきれいにしよう条例』が施行されました。市と連携し地域の環境美化を進める環境美化推進員の募集に13団体の申し込みがあり、地域で活動しています。

◆登録団体（2月末現在申込順）

- ・ビクトリアレジア
- ・トヨタ車体精工（株）
- ・NPOポートたかはま
- ・青空碧木会
- ・イビデン（株）衣浦事業場
- ・渡し場かもめ会
- ・八幡町・新田町町内会
- ・高浜市役所
- ・水明会
- ・高浜市議会市政クラブ
- ・カフェ&ベーカリーふるふる
- ・レインボーカラーサークル
- ・（株）スギヤス

* * *

◆環境美化推進員の募集

募集条件 1団体3人以上（事業者を含む）

募集期限 4月30日（金）

申込方法 「環境美化推進員応募用紙」を記入のうえ、直接市民生活グループに申し込んでください。（応募用紙は、市民生活グループまたは市公式ホームページから入手できます）

◆環境美化推進員への支援
活動の支援として、身分を示す「推進員証」「腕章」、啓発物品として「のぼり旗」「啓発ステッカー（車両用）」を貸与します。また、活動内容に応じ、次の物品などを提供しています。

①奉仕袋（清掃用活動をする団体）

②消耗品類（1団体につき年間2万円を限度）

（例）「清掃活動」へは、軍手・火バサミ・熊手など。「落書き消し活動」へは、シンナー・刷毛・ペンキ・布切れなど。

③軽自動車の貸し出し

④ボランティア保険への加入

問合せ先

困市民生活グループ

☎52-11111（内線263・264）



都市計画審議会委員

市では、市民の皆さんとともに調査・審議などを行う都市計画審議会委員を募集します。

対象 市内在住の方で申込期限日現在20歳以上の方

※性別は問いません

募集人数 2人

任期 2年（平成22年6月1日から平成24年5月31日）

応募方法 応募用紙に記入のうえ、都市整備グループに提出してください。（郵送可）

申込期限 4月30日（金）必着
問合せ先

岡都市整備グループ
☎52-1111（内線278）

権利擁護講演会



テーマ

「消費者被害にあわないために」

～地域で消費者被害を防ぐ～
講師 小野晶子氏（弁護士）

とき 4月16日（金）午後2時～3時30分

ところ いきいき広場ホール

定員 50人（定員になりしだい締め切ります）

参加費 無料

※講演終了後、小野弁護士による法律相談を予定しています。先着順の予約制です。

申込期間 4月1日（木）～12日（月）

申込・問合せ先

高浜市社会福祉協議会
☎52-2002

自衛官

▼自衛隊幹部候補生

22歳以上26歳未満の方
受付期間 4月1日（木）～5月10日（月）

試験日 ・1次 5月15日（土）・16日（日）（16日は、飛行要員希望者のみ）

・2次 6月15日（火）～17日（木）のうち指定する1日

▼一般曹候補生

18歳以上27歳未満の方（23年3月高卒予定者除く）
受付期間 4月1日（木）～5月10日（月）

試験日（第2回試験については9月以降実施予定）

・1次 5月22日（土）

・2次（1次試験合格者のみ）6月23日（火）～28日（月）のうち指定する1日

定する1日

▼予備自衛官補

・一般 18歳以上34歳未満の方（23年3月高卒予定者除く）

・技能 18歳以上で所定の国家免許資格などを有する方（資格により18歳以上53歳未満・55歳未満の方）

受付期間 4月9日（金）まで

試験日 4月17日（土）～19日（月）のうち指定する1日

問合せ先

自衛隊愛知地方協力本部安城案内所
☎74-6894



広報モニター

インターネット上で簡単なアンケート（月2回程度実施）に答えることで、行政に意見を伝えていただくものです。

広報誌へのご意見や、市政に対する疑問・要望を、少しだけ

時間を使って気軽に伝えてみませんか。

回答は集計を行い、市政や広報誌などに反映していきます。また、必要な場合は広報誌やホームページで公表を行います。

対象 市内在住・在勤・在学の方（年齢性別不問）

登録方法

登録にはメールアドレスが必要です。必要事項を記入して、メールで申し込んでください。

①氏名（苗字のみやハンドルネームも可）②住所（丁目までの記入も可）③年齢④性別⑤職業⑥メールアドレス

※1週間以内に登録完了メールをお送りします

その他

・人数による制限、募集期限、回答の強制はありません。

・市公式ホームページでも詳しく紹介しています。

・お寄せいただいた意見に対し、個別の回答は行いません。

・通信費など回答にかかる費用は、回答者の方の負担となります。

・市では、メールの不着に関する責任は負いかねますのでご了承ください。

問合せ・申込先

岡危機管理グループ
☎52-1111（内線332）
kanri@city.takahama.lg.jp

かなり得する!?司法書士今井裕司による【法律コラム①】

ブラックリストには載らない？

テレビCMで目にするようになって、何かと今話題の「過払い金の返還請求」。返還請求をすると、個人差はありますが、数百万円の過払い金が返還されるケースがあります。認知は少ないですが、過払い返還請求をしても、ブラックリストに登録されない事が決定しました。気にする事無く請求して頂ければと思います。

お問合せ先
0120-979-851

ホームページへは「**あい司法**」でご検索下さい

広告

講座・教室

中央公民館講座

申込期間 4月1日(休)～20日(火)
 申込方法 中央公民館または高取公民館で受け付けします。
 ※応募者多数の場合は抽選。応募者が少ない場合は開講しないことがあります。
 ※受講決定者を4月21日(水)より中央公民館に掲示します。

定期講座
◆社交ダンス(全11回)
 開催曜日 火曜日
 開講時間 午前10時～正午
 受講料 3,300円
 会場 高取公民館
 定員 20人

◆かな書道(全11回)
 開催曜日 火曜日
 開講時間 午後1時30分～3時30分
 受講料 3,300円
 会場 中央公民館
 定員 40人

◆茶道(全11回)
 開催曜日 木曜日
 開講時間 午後7時30分～9時30分

受講料 5,800円
 会場 中央公民館
 定員 15人

◆料理(全11回)

開催曜日 水曜日
 開講時間 午前9時30分～11時30分
 受講料 1万3,300円
 会場 中央公民館
 定員 30人

問合せ先

中央公民館
 ☎52-5001

市民講座

申込期間 4月1日(休)～10日(土)
 申込方法 中央公民館で受け付けします。
 ※応募者多数の場合は、抽選。応募者が少ない場合は開講しないことがあります。
 ※受講決定者を4月11日(日)より中央公民館に掲示します。

◆フレンチ(全11回)

開催曜日 土曜日
 開講時間 午前9時30分～10時30分
 受講料 1,500円
 会場 中央公民館
 定員 20人

◆アンニョンハセヨの会韓国料理(全11回)

開催曜日 木曜日

開講時間 午前10時～午後1時
 受講料 3,000円/月
 会場 中央公民館
 定員 20人

問合せ先

中央公民館
 ☎52-5001

在職者対象訓練

第二種電気工事士

技能講座①

対象 第二種電気工事士の資格取得をめざす方
 とき 5月22日(土)・23日(日)
 午前9時10分～午後4時30分
 (23日(日)は午後3時40分まで)
 ところ 県立高浜高等技術専門学校

定員 10人
 受講料 2,300円(材料・テキスト代は実費)
 募集期間 4月5日(月)～4月26日(月)まで(※必着)
 申込方法 往復はがきに講座名・郵便番号・住所・氏名・生年月日・電話番号・勤務先名・勤務先電話番号を記入のうえ、申し込んでください。電子メールでの申込方法はホームページを参照してください。

※定員を超えた場合は抽選。
 申込・問合せ先
 県立高浜高等技術専門学校
 ☎53-0031
 ホームページ
<http://www.pref.aichi.jp/shugyo/koukyou/takahama/>

元気はつらつ教室(前期)

とき 5月10日～7月12日の毎週月曜日 午前9時45分～11時30分
 ところ 全世代学習館
 対象 65歳以上の市民
 定員 20人
 費用 参加費無料
 ※テキスト代として500円程度がかかります。(昨年度の教室に参加された方は不要)
 内容 音楽に合わせてストレッチ体操や筋力アップの体操・脳トレなど

申込期間・方法 4月1日(休)～30日(金)の間に電話で申し込んでください。
 ※定員を超えた場合は、初参加の方を優先します。
 申込・問合せ先
 いきいき広場内保健福祉グループ
 ☎52-9871

ものづくり工房 あかおにとん



◆木の板で五月飾りを作ろう

とき 4月15日(木) 午前10時～午後3時まで
 ところ ものづくり工房あかおにとん
 定員 大人4人
 参加費 500円(工房利用料金含む、当日支払い)
 持ち物 昼食は各自準備
 ※作業の出来る服装でお願いします。

申込期間 4月1日(休)～13日(火)
 午前10時～午後4時(月・水・金曜日を除く)
 申込方法 電話で申し込んでください。
 ※定員になりしだい締め切りします。

申込・問合せ先

ものづくり工房あかおにとん
 ☎52-0909

児童 センター

ゲーム大会

とき 4月24日(土) 午前10時～

11時30分

ところ 吉浜児童センター

対象・定員 小学生20人

参加費 無料

内容 ジャンケンを使ったゲームいろいろ

持ち物 水筒・汗ふきタオル

申込期間・方法 4月10日(土)～

17日(土)の間に、吉浜児童センターへ直接申し込んでください。

※申込受付は、午前8時30分からです。

※定員になりしだい締め切りします。

問合せ先 吉浜児童センター

☎52-1019

ふわふわ

ドールぼうき作り

とき 4月24日(土) 午前10時～

11時30分

ところ 翼児童センター

対象・定員 小学生20人

材料費 50円

内容 ドールぼうき作り

持ち物 手さげ袋

申込期間・方法 4月9日(金)～

19日(月)の間に、材料費を添えて翼児童センターへ直接申し込んでください。

※申込受付は、午前8時30分からです。

※定員になりしだい締め切りします。

問合せ先 翼児童センター

☎54-2833

リサイクル

高浜エコハウスで エコステーション

エコステーションは、不要品の持ち主を乗り換える『中継駅』のことです。

不要品の引き渡しは無料です。

とき 5月1日(土) 午前10時～

11時

※物品の公開は、4月29日(木)午前10時～午後4時に行います。

ところ エコハウス(月・木曜

休館。ただし、4月29日(木)は

開館、30日(金)は休館)

持ち物 マイバック

参加費 無料

出展物品 ①衣類、②食器類、

③書籍、④日用雑貨、⑤イン

テリア、⑥おもちゃ、⑦スポ

ーツ・アウトドア用品、⑧育

児・子ども用品

※自宅で不要となり、まだ使用

できる物品がある方は、エコ

ハウスへ提供してください。

問合せ先

・高浜エコハウス

☎52-12299

・困市民生活グループ

☎52-11111(内線263)



フリーマーケット 出店者募集

とき 5月16日(日) 午前9時～

正午

※雨天の場合は、5月22日(土)に順延します。

ところ リサイクルプラザ

イベント広場

対象 高浜・碧南市在住・在勤

で、満20歳以上の営利目的でない方

出店数 53店(先着順)

区画 1店当たり25m×2m

料金 500円

申込期間 4月11日(日)～30日(金)

受付時間 4月11日(日) 午後

1時～4時・その他の日

午前10時～午後4時(月曜休

館)

申込方法 住所または勤務先を

証明できるもの(保険証、免

許証、身分証明書など)を持

参のうえ、リサイクルプラザ

へお越しください。

※電話での申し込みは、できま

せん。

問合せ先

リサイクルプラザ

☎53-5379



学生服の リサイクル



不用になった学生服の回収と販売を実施します。

◆不用学生服の回収

受付日 4月10日(土)・11日(日)

午前10時～正午

受付場所 リサイクルプラザ

回収価格 学生服1点につき100円

◆リサイクル学生服の販売

とき 5月16日(日) 午前9時～

正午

ところ リサイクルプラザ

販売価格 学生服1点につき300円

※数量・サイズには限りがありますが、

ますので、お早めにお越しください。

問合せ先

リサイクルプラザ

☎53-5379

・高浜おてん婆おてん娘まちづくりの会

☎52-6598

19 広報たかはま H22.4.1

スポーツ

グループ活動をしている皆さん スポーツ安全保険に 加入しましょう

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動などを行なう5人以上の団体（社会教育関係）で加入してください。
対象となる事故 被保険者の所属する団体活動中の事故および所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故。（学校管理下を除く）

※加入者の故意または重大な過失による事故、自然災害による事故などは対象になりません。

保険期間 加入手続き完了の翌日午前0時から平成23年3月31日午後12時まで

加入手続方法

◆加入依頼書 所定の加入依頼書に必要事項を記入のうえ、掛金を郵便局および指定金融機関で振り込み（手数料が必要）、その受付証明書をのり

づけしてスポーツ安全協会愛知県支部へ郵送してください。
※加入依頼書は、市役所文化スポーツグループ、体育センター、各地区公民館にあります。

◆インターネット(Web) コ

ンビニエンスストアで掛金の払い込みができます。（ネットを利用するための会員登録が必要となります）
※詳しくはホームページをご覧ください。

・スポーツ安全協会
<http://www.sportsanzen.org>

※同一団体内で年度内に中途加入する際は追加加入する団体のみの名簿を作成し、新規加入時と同様（加入依頼書またはインターネット）の方法で手続きを行なってください。

中途加入をする場合でも年間掛金を適用します。

※年度途中での加入区分の変更はできません。

※加入に際しては必ず「スポーツ安全保険のあらまし」をよく読み、納得のうえでの加入をお願いします。

問合せ先

・スポーツ安全協会愛知県支部
☎052-264-4048
・団文化スポーツグループ
☎52-1111（内線330・331）

加入区分および保険金額（抜粋／詳しくは「スポーツ保険のあらまし」をご覧ください。）

加入対象者	対 象	加入区分	掛 金 (1人年額)	対象範囲	傷 害 保 険 (保険金額)				賠償責任保険 (補償限度額)	共済見舞金
					死 亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども	スポーツ・文化・ボランティア・地域活動	A1	600円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円	突然死 (急性心不全、脳内出血など) 180万円
	上記団体活動に加え、個人活動も対象	AW	1,150円		2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償 合算1事故5億500万円 ただし、身体賠償は1人1億500万円	
				上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償 合算1事故500万円	対象外
大人	文化・ボランティア・地域活動、団体の送迎、応援、準備、片付け	A2	600円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は1人1億円	突然死 (急性心不全、脳内出血など) 180万円
	スポーツ活動、スポーツ活動の指導	C	1,600円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どものスポーツ活動の指導、審判	AC	1,100円		1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	65歳以上 スポーツ活動	B	800円		600万円	900万円	1,800円	1,000円		
子ども・大人	危険度の高いスポーツ活動	D	9,000円		500万円	750万円	1,800円	1,000円		
[Web限定] 全年齢	短期スポーツ教室 (開催期間3か月以内のスポーツ教室)	短期スポーツ教室	600円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		

※AW区分の特徴：個人活動・個人練習なども保障の対象となります。

※入院・通院については治療日数1日目から補償されます。

会場	碧南消防署	安城消防署
講習会名	普通救命講習会 I	小児・乳児応急手当講習会
開催日	4月18日(日)	4月17日(土)
開催時間	午前9時～正午	午前9時～11時
定 員	先着20人	先着20人
申込先・詳細	無料 4月5日(日)午前9時から募集開始 ☎41-2625 救急係へ	無料 4月5日(日)午前9時から募集開始 ☎75-2494 救急係へ
対象者	碧海5市在住・在勤の方 ※いずれの会場でも受講できます。	

救命講習会

消防

防災管理新規講習

とき 5月19日(木) 午前10時～午後4時

ところ 碧南市文化会館

対象者 防災管理者に選任予定の方で、甲種防火管理者の資格を有している方。

定員 50人(先着順)

受講料 2,000円(当日納付)

申込期間 4月19日(月)～23日(金)

(午前8時30分～午後5時)

※定員になりしだい締め切ります。

※申込書は、申込場所か衣浦東部広域連合ホームページから

も入手できます。

※申込時、写真(縦4cm×横3cm)3か月以内の証明写真1枚が必要で

※電話・郵送による申込は、行いません。消防局予防課か消防署

予防係窓口へ申し込んでください。

申込・問合せ先

・衣浦東部広域連合消防局予防課予防係

☎63-0136

・高浜消防署予防係

☎52-1190



サンビレッジ 衣浦

ワンポイントレッスン

内容

・水中ウォーキング(第1水曜日 午後2時～3時)

・ヨガ(第2・第4水曜日 午後7時～8時 15歳以上(中学生を除く)の方のみ)

・リズム体操(第3水曜日 午後7時～8時 15歳以上(中学生を除く)の方のみ)

・ポールでエクササイズ(第1・第3金曜日 午後7時～8時)

・水中アクアビクス(第2・第4金曜日 午後7時～8時)

※ヨガ・リズム体操のワンポイントレッスンは、卓球設備の利用ができません。

※その他、臨時的に変更することがあります。

ところ サン・ビレッジ衣浦

参加費

・水中ワンポイント プール入場料(大人400円)のみ

・ヨガ・リズム体操 プール・浴場いづれかの入場料(大人400円)のみ

定員

・ヨガ 25人(予約制)

・リズム体操 15人(予約制)

持ち物

・ヨガ 動きやすい服装、大きなタオルなど

・リズム体操 動きやすい服装、大きなタオルなど、シューズ

問合せ先

サン・ビレッジ衣浦

☎41-2655

その他

狂犬病予防注射

※新たに犬(生後91日以上)を飼いはじめた場合、注射料金のほかに登録手数料が犬1匹につき3,000円必要です。

お願い 会場には、注射時に犬の首輪をしつかり押さえられる方が連れて来てください。

注意事項

・生後91日以上は、一生に1回の登録と、毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。

・体の具合の悪い犬は、注射を受けることができませんので、

獣医に相談のうえ、個別に注射を受けてください。

・予防注射は、集合注射のほか動物病院でも受けることができます。都合の悪い方は、動物病院で受けてください。

・登録している犬で、死亡や飼い主の変更などがあって、まだ届け出をされていない方は、会場または市役所へ届け出て

ください。

注射料金 おつりのないようにお願いします。

犬は、登録することが法律で義務付けられています。

行方がわからなくなったときでも、登録しておけば、市役所の登録台帳から容易に検索でき、飼い主の元に帰る可能性も高まります。

もしも、犬が逃げ出して行方がわからなくなった場合は、市役所市民生活グループか碧南警察署(☎46-0110)、愛知県動物保護管理センター(☎0565-58-2323)へ問い合わせてください。

◆糞のあと始末は責任をもって! 道路、公園、他人の敷地など、糞害で周辺の皆さんに大変迷惑をかけています。

飼い主は、責任をもって糞のあと始末をしましょう。

問合せ先

岡市民生活グループ

日程・会場

月 日	時 間	会 場
4月19日(月)	午前10時～11時30分	吉浜公民館北駐車場
	午後1時～2時	吉浜八幡社
	午後2時20分～3時	中部公園
4月20日(火)	午前10時30分～11時30分	大山公民館
	午後1時～2時	高取農業センター
	午後2時30分～3時10分	勤労青少年ホーム
4月21日(水)	午前10時～11時30分	市役所西駐車場
	午後1時～2時	高浜南部公民館
	午後2時30分～3時	洲崎公園

犬を飼ったら かならず登録を

狂犬病 予防注射	2,750円
注射済票 交付 手数料	550円
合 計	3,300円

犬は、登録することが法律で義務付けられています。

行方がわからなくなったときでも、登録しておけば、市役所の登録台帳から容易に検索でき、飼い主の元に帰る可能性も高まります。

もしも、犬が逃げ出して行方がわからなくなった場合は、市役所市民生活グループか碧南警察署(☎46-0110)、愛知県動物保護管理センター(☎0565-58-2323)へ問い合わせてください。

◆糞のあと始末は責任をもって! 道路、公園、他人の敷地など、糞害で周辺の皆さんに大変迷惑をかけています。

飼い主は、責任をもって糞のあと始末をしましょう。

問合せ先

岡市民生活グループ

☎52-1111(内線264)

市障害者扶助料・市遺児手当の振り込み

平成21年度後期分の扶助料・市遺児手当を3月31日付けで振り込みました。
振り込みがされていない場合は、至急ご連絡ください。
また、次回分から振込先を変更したい方は、印かんを持参のうえ、地域福祉グループまでお越しください。
問合せ先
いきいき広場内地域福祉グループ
☎52-9871

小中学校第三者評価委員会委員募集

市内の小中学校における学校運営および教育活動の適正かつその向上を図るため、小中学校第三者評価委員会の委員を募集します。

対象 市内在住の20歳以上の方で、学校運営および教育活動に関心のある方。ただし、市内の小中学校に通学している児童生徒と同一世帯の方は除きます。

会議回数 年3回程度（1回あたり2時間程度）

評価訪問 年7回程度。市内の小中学校における学校運営および教育活動について、評価訪問調査などにより、評価を行っていただきます。訪問調査は終日（午前8時15分から午後4時30分頃）を予定しています。

募集人数 1人

任期 5月1日～平成24年3月31日

申込方法 市役所3階学校経営グループ備え付けの応募用紙で申し込んでください。

申込期限 4月16日（金）

問合せ先

困学校経営グループ
☎52-1111（内線350）



食品表示110番

食品表示に対する関心が高まってきたことや食品の品質表示の一層の適正化を進めるために、

消費者・事業者の皆さんから、食品の表示について情報提供や問い合わせを受けるための窓口を設置しています。

食品表示110番電話番号

・東海農政局表示・規格課

☎052-223-4618

・農林水産消費安全技術センター名古屋センター

☎052-229-1063

・県食育推進課

☎052-951-3893

妊婦健康診査受診票の変更



4月1日から、「妊婦健康診査受診票」で受診できる検査項目が変わります。

現在の「妊婦健康診査受診票」は4月1日以降使用できなくなります。

新しい「妊婦健康診査受診票」への差し替え手続きがまだ済んでいない方は、4月16日（金）まで

に差し替え手続きを行ってください。

なお、対象となる方には個別に通知しましたが、通知が届いていない方や転入して間もない方は、保健福祉グループへ連絡してください。

手続き方法 お持ちの「妊婦健康診査受診票」と印鑑をお持ちのうえ、保健福祉グループで手続きしてください。

※差し替えの際には、「妊婦・乳児健康診査受診票交付（再交付）」申請書の提出が必要です。

※「妊婦・乳児健康診査受診票交付（再交付）」申請書は、保健福祉グループにあります。

手続き・問合せ先
いきいき広場内保健福祉グループ
☎52-9871

携帯電話向けメールマガジン パトネットあいち



QRコード

◆地域安全情報

「不審者などに関係する情報」「身近で発生する犯罪に関する情報」を主に配信します。

◆注意情報

「生命に危険が及ぶおそれのある事案に関する情報」「緊急に注意を呼びかける情報」を主に配信します。

◆一斉情報

「振り込め詐欺や女性を対象とした犯罪などに関する注意情報」「情報提供のお願い」などのお知らせ情報を全登録者に配信します。

新規登録、登録変更方法

- ・メールの受信制限をされている方は、受信設定を変更してください。
- ・携帯電話からm.patnet@cep.jpに空メールを送信してください。
- ・返信メールに記載されているアドレスに接続し、表示内容に従って新規登録・登録変更・解除を行ってください。

※詳細は、携帯電話用サイト「モバイル愛知県警」か愛知県警ホームページの「パトネットあいち」をご覧ください。

おはなし会

とき 4月10日(出)
午後2時30分～3時
ところ 図書館子ども読書支援室「えほんの森」
読み手 トキの会



紙芝居の日

とき 4月3日(出)、17日(出)
午後2時30分～3時
ところ 図書館子ども読書支援室「えほんの森」
読み手 土ようおはなし会

図書館



問合せ先
図書館 ☎52-0240

4月の休館日

6日(火)、13日(火)、20日(火)、27日(火)

親子講座

『絵本で子育てしてみませんか?』

参加者募集中

とき 4月17日(出) 午前10時30分～12時30分
ところ 高取公民館会議室
対象 0～3歳児と保護者
講師 清水美智子先生(マザリーズ)
定員 10組
※定員になりしだい締め切ります。
受講料 無料
申込方法 直接または電話で申し込んでください。

こどもの読書週間にちなんだおはなし会

『おおきくなったね、おおきになったら…』

とき 4月25日(日) 午後2時～2時30分
内容 絵本、大型絵本の読み聞かせ、わらべ歌、手遊び歌など
対象 幼児～小学生 定員 なし
参加費 無料 担当 おはなしプランコ

えほんの森

読書相談やおはなし会を開催しています。お気軽にご利用ください。

・月曜日 午後1時～4時(児童向け)
・水曜日 午前9時30分～午後0時30分(乳児向け)
・金曜日 午前9時30分～午後0時30分(乳児向け)
・土曜日 午前9時30分～午後0時30分(児童向け)

対象 「えほんの森」利用者
読み手 読書アドバイザー

いっしょにあそぼう

とき 4月24日(出)
午後2時30分～3時30分
ところ 図書館子ども読書支援室「えほんの森」
内容 工作「こいのぼりを作ろう」
対象 幼児(保護者同伴)、小学生
定員 20人
参加費 無料
担当 図書館スタッフ

みんなのおはなし会「よむ♪よむ」

とき 4月4日、11日、18日、25日(毎週日曜日)
午後2時～2時30分
ところ 高取公民館1階図書室
内容 絵本や紙芝居の読み聞かせ、絵本の紹介、読書相談
対象 幼児～小学生、一般
読み手 図書館スタッフ

赤ちゃんおはなし会「あんよ☆あんよ」

とき 4月5日、12日、19日、26日(毎週月曜日)
午前10時30分～11時
ところ 高取公民館1階図書室
内容 絵本や紙芝居の読み聞かせ、絵本の紹介、読書相談
対象 0歳～3歳児と保護者
読み手 図書館スタッフ

ベビーブックのひととき

とき 4月1日(休)
午後0時30分～2時30分
ところ 吉浜公民館1階和室
内容 絵本の読み聞かせ、赤ちゃん絵本の紹介、工作、読書相談
対象 0～2歳児と保護者
読み手 マザリーズ



☎83-11111(内線211・212)
所経済課内)
知立市観光協会事務局(市役

問合せ先

ところ 知立神社および周辺道路(名鉄知立駅下車徒歩10分)
とき 5月2日(日)・3日(祝)
江戸時代から続く「知立まつり」。本祭りとなる今年は、5台の山車が神舞と呼ばれる囃子にあわせて壮麗に順行します。山車の台上で奉納上演される人形浄瑠璃芝居の「山車文楽」と「からくり」は国の重要無形民俗文化財に指定されています。

知立まつり(本祭り)

■知立市■

西三河
イベントだより

子育て・子育て支援情報 59

子ども手当

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するために、平成22年4月から、子ども手当を支給します。

児童手当制度では、小学校修了前の子どもが対象で、親などの所得制限がありましたが、子ども手当は支給対象が中学校修了前までの子どもで、親などの所得制限もありません。

支給対象 中学校修了前までの子ども（平成7年4月2日以降に生まれた方）を養育している方

支給月額 1万3,000円

支払時期 原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までを支給します。

手続方法 これまで児童手当を受給していなかった方や、中学校新2・3年生のお子さんをお持ちの方は、子ども手当を受給するための手続きが必要です。

I 現在、児童手当を受給中の方

①中学校新2・3年生の子どもがいない家庭

子ども手当の申請を免除しますので、手続きは不要です。6月の支給日には、2・3月分の児童手当と、4・5月分の子ども手当を支給します。支給額などは、個別に通知します。

②中学校新2・3年生の子どもがいる家庭

「額改定認定請求書」を提出してください。様式は4月下旬をめどに個別に郵送します。

II 現在、児童手当を受給していない方

「認定請求書」および添付書類を提出してください。様式は4月下旬をめどに個別に郵送します。

添付書類

- ・（厚生年金などの加入者のみ）請求者（保護者）本人の健康保険証のコピー
- ・（外国籍の方のみ）外国人登録証のコピー（両面）
- ・振込先の銀行口座の通帳（表紙裏のページ）のコピー

※公務員の方へ

公務員の方は勤務先で手続きしてください。当市からの案内は破棄していただくとともに、今後の連絡が不要な場合は、市役所こども育成グループへ申し出てください。

その他 各家庭の状況に応じて、必要な案内をお送りしますが、別居する児童を養育している場合など、他に手続きが必要になる場合があります。不明な点があれば、個別に問い合わせてください。

案内は4月下旬をめどに送りますが、5月中旬になっても案内が届かない場合は、市役所こども育成グループまで問い合わせてください。

問合せ先 市役所こども育成グループ
 ☎ 52-1111（内線 362）
 FAX 52-1110
E-mail ikusei@city.takahama.lg.jp



今回はK.Iさんからのエピソードです。

子育て・子育て支援情報 ⑤9

平成21年度 保育サービス第三者評価の結果

市では、市内の保育所・幼稚園・認定こども園での保育サービスの質の向上と利用者の皆さまに対する情報提供のため、保育サービス評価を行っています。

保育サービス評価委員会による平成21年度の評価結果がまとまりましたので、公表します。

評価結果は、こども育成グループ、各保育園・幼稚園・認定こども園、各児童センターの窓口、市公式ホームページで閲覧できます。



はぐみん優待ショップ

新規協賛店舗を紹介します

愛知県と連携し、子育て家庭優待事業を実施しています。子育て家庭へのサービスを実施する協賛店舗を紹介します。

新たにサービスを開始する協賛店舗を紹介します。

募集しています

子育て家庭を地域社会全体で支えるため、この事業に協賛し、「18歳未満の子どもおよびその保護者または妊娠中の方」がカードを提示した際に、各店舗などで独自に定めるさまざまな特典や優待サービスを提供していただける「はぐみん優待ショップ」を募集しています。

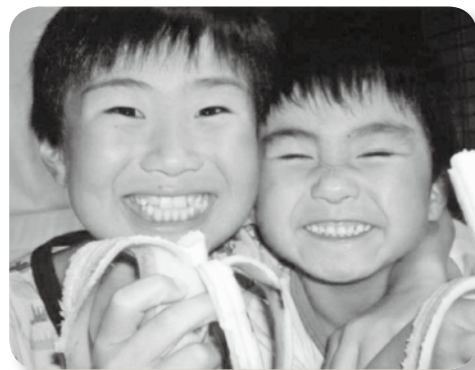
店舗名	所在地	電話	定休日	特典	P R
友整体院&口アール	湯山町五丁目3番地2	52-0031	日曜日 (臨時休業あり)	スマイルカード2倍進呈 ¥3,000円以上ご利用の方に300円OFF	店内にアロマの香りを感じながら整体やアロマオイルコースを施術されて癒されてみませんか? YOSAもありますよ!!
eigo110	呉竹町五丁目8番地25	090-4446-3446	土日、祝日	入会金を50%オフ	子ども向けの英語リトミック、英会話教室です。みんなで英語を楽しんでいます。まずは http://eigo110.hp.infoseek.co.jp/ まで遊びに来てください。

笑顔の写真のご紹介



鈴木美樹子さん
「我が家のアンパンマン」

3ヶ月になって寝返りを始めた息子。寝返りが成功するたびに満面の笑みを見せてくれます。でもその顔を撮ろうとカメラを構えると笑ってくれなくて、息子と同じ視線になるように寝転がって目が合った瞬間に私も笑顔を見せたら…やっと撮れました! 我が家の元気の源・アンパンマン!!



望月悠太さん
「バナナ最高!!」

兄弟で仲良く食べるバナナは最高においしいそうです。

カワラッキーの月かわりレシピ

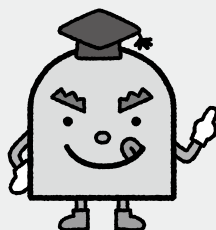
こども食育マスコットキャラクターのかわら食人カワラッキーが、保育園で子どもたちが食べている給食やおやつの作り方の一部をご紹介します。ご家庭でも簡単にできます。ぜひ、お子さんと一緒に作ってください。

◆わけぎの酢味噌和え

材料 わけぎ35g、竹輪7g
[タレ] 味噌2g、酢0.5g、砂糖1.5g

作り方

- ①わけぎは5cm程度に切る。竹輪はタテ半分に切ってから3cm長さの薄切りにする。
- ②鍋に湯を沸かし、①をさっとゆでる。
- ③タレの材料を混ぜ、②の水気を切って和える。



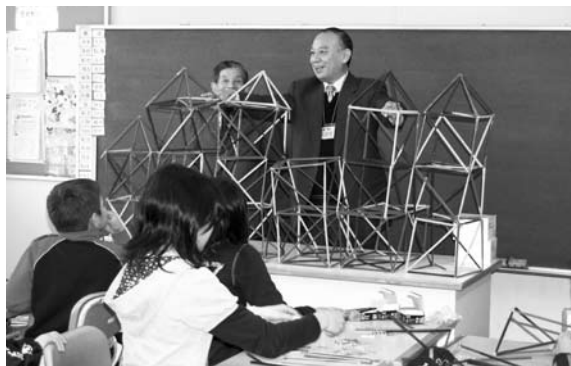
カワラッキーから一言
わけぎはネギとよく似ているけど、根元の部分がふくらんでいるのが特徴だよ。わけぎをゆでた後は、水にさらさずにうちわなどであおいで冷ますと水っぽくならないよ。

まちの話題

2/19
(金)

地震に強く、 高く、美しく

地震が起きたときの建物の倒壊は怖いですね。どうしたら地震に強い建物になるのかを市内の小学生（写真は翼小学校5年生）が学んでいます。高浜市の建築耐震研究会の講師からいのちを守る家の「たいしん」などを受講した後、各班に分かれて、ストローとクリップで実際に建物の骨格を作り、地震への強さを確認しました。



2/25
(木)

バルーンアートに 驚き楽しむ

1本の風船を「あっ!」という間に目の前でキリンや犬の形にしてしまうバルーンアートのボランティアのおじさん2人に吉浜北部保育園の園児たちはビックリ。一人ひとりに作ってくれた作品をお互い見せ合いました。きっと心に残る思い出となったことでしょう。



3/9
(火)

お見事です 書道日本一 大瀬良優一くん ～内閣総理大臣賞受賞を市長に報告～

地区選考から全日本書初め大展示会席書大会へと駒を進めた大人から子どもまで約3,500人の書道の達人を相手に、内閣総理大臣賞を受賞した大瀬良優一くんが、その喜びを市長に報告しました。「まだまだ、他の大会などにもチャレンジしたいと思います。」と今後の抱負を語ってくれました。



3/12
(金)

「僕らがここで学んだ証」 完成

港小学校の平成21年度卒業生の卒業記念が校舎の壁に取り付けられました。

卒業生らは1年生の入学式から6年生の修学旅行まで、それぞれの学年の出来事を9枚1組のタイルに描き、学校での思い出として残しました。

いつの日か、この卒業生が我が子に「この作品はお父さん、お母さんが残したものだよ。」と伝える日まで大切に残されることでしょう。



PREFEITURA DE TAKAHAMA INFORMA

高浜市役所のお知らせ

病院窓口での自己負担金の減免、徴収猶予の制度

O Sistema de Adiamento de Arrecadação e a Redução das Despesas a Serem Arcadas Pelos Pacientes nos Balcões de Atendimento dos Hospitais

Quando se encontrar em dificuldades por motivos de desastres, perda temporária ou definitiva do emprego, etc... no Seguro de Saúde Nacional “**Kokumin Kenkō Hoken**”, baseando-se nas Leis deste mesmo seguro, está sendo realizado entre outros, a redução (parcial) do valor a ser arcado pelos pacientes nos balcões de atendimento dos hospitais e outros. Segue abaixo as pessoas aplicáveis.

Pessoas Aplicáveis

O responsável da família “Setai Nushi” ou o membro da mesma, cujo tem o dever de arcar com as despesas médicas, apesar de estar se esforçando ao máximo mas infelizmente estiver vivendo com dificuldades, nesse caso, através de um requerimento e sendo este reconhecido como necessário, será realizado a redução parcial do valor a ser arcado ou a sua isenção, ou ainda, o adiamento de arrecadação.

Condições Aplicáveis:

- ① Os Falecimentos gerados por terremotos, tempestades e inundações, incêndios e outros desastres dessa mesma natureza. Também, ao se tornar deficiente físico e mental ou ainda, ao sofrer sérios danos materiais.
- ② Perda temporária ou definitiva do emprego ou do empreendimento, tornando-se desempregado, ocasionando-se então, uma extraordinária redução no rendimento.

※Porém, os casos que serão publicados a seguir, não se tornarão aplicáveis na redução parcial ou isenção do valor a ser arcado e no adiamento de arrecadação.

- 1) Pessoa que ainda não ultrapassou um período de 6 meses, após ter obtida a qualificação de Pessoa Assegurada do Seguro de Saúde Nacional.
- 2) Apesar de não ter nenhuma circunstância em especial, estar atrasado com pagamentos dos impostos do Seguro de Saúde Nacional.

Para contato, favor consultar os responsáveis do Seguro de Saúde Nacional, na Prefeitura de Takahama. (1° Andar Balcão de Atendimento N° 3)

Informações:

Shimin Madoguchi Gurupu Tel: 52-1111 (ramal 216-261)

国民健康保険税（国保税）の第1期・第2期は仮算定による税額です

A 1ª e 2ª Parcela do Imposto do Seguro de Saúde Nacional (Koku Ho Zei) são Impostos Originalizados do Cálculo Provisório.

O Imposto do Seguro Nacional “Koku Ho Zei” referente ao ano fiscal 22 da Era Heisei, deverá ser pago em 8 parcelas num período de 1 ano, porém, nas alturas do mês de Abril, ainda não se é possível definir não somente o valor da renda anual referente ao ano anterior como também, o imposto sobre bens imóveis. Por este motivo, não se é possível calcular o Imposto do Seguro Nacional. Portanto, até a 3ª parcela, onde se é determinado o Imposto do Seguro Nacional, provisoriamente será pago (a cada parcela) uma quantia equivalente a 1/8 do valor dos impostos referentes ao ano fiscal 21 desta mesma Era (caso a família em questão tenha realizado a adesão ao Seguro no meio do ano, será então o valor convertido ao período de 1 ano). Isto se é denominado: Cálculo Provisório. O informativo de pagamento do Cálculo Provisório (1ª e 2ª parcela), está previsto para chegar em meados do mês de Abril.

Nos casos onde se é pensado que o valor dos impostos referentes ao ano fiscal 22 da Era Heisei, seja equivalente a um valor que não irá alcançar a metade do valor dos impostos referentes ao ano fiscal 21 dessa mesma Era, será possível efetuar o pedido de correção “Zeigaku no Shūsei” dos mesmos, para isso, favor entrar em contato com o grupo de atendimento aos moradores na Prefeitura.

Informações:

Shimin Madoguchi Gurupu Tel: 52-1111 (ramal 216-219)

A PREFEITURA DE TAKAHAMA CONTA COM BALCÃO DE ATENDIMENTO EM PORTUGUÊS

DIARIAMENTE(INCLUSIVE SÁBADOS E DOMINGOS) 08:30hs ÀS 17:15hs NO SETOR SHIMIN SEIKATSU GURUPU, AO LADO DE ENTRADA PRINCIPAL TEL.52-1111 r.269

高浜市やきものの里 かわら美術館

陶芸講座

①GW企画「シーサーをつくろう！」

と き 5月3日(月) 午前9時30分～正午

ところ 美術館2階陶芸創作室

定 員 30人 (先着順)

受講料 高校生以上1,500円、中学生以下800円

申込方法 4月10日(土) 午前9時よりミュージアム
ショップまたは、ファクスで受け付けします。

②こどもの日「親子陶芸教室」

と き 5月5日(水) 午前9時30分～正午

ところ 美術館2階陶芸創作室

定 員 40人 (先着順)

受講料 親(大人) 1,000円+こども(中学生以下)
470円

申込方法 4月10日(土) 午前9時よりミュージアム
ショップまたは、ファクスで受け付けします。

③オリジナル地蔵をつくろう♪

と き 5月22日(土) 午前9時30分～正午

ところ 美術館2階陶芸創作室

定 員 30人 (先着順)

受講料 高校生以上1,000円、中学生以下470円

申込方法 4月17日(土) 午前9時よりミュージアム
ショップまたは、ファクスで受け付けします。



問合せ先 かわら美術館 ☎52-3366 FAX52-8100

LEIA A PÁGINA EM PORTUGUÊS!

(ポルトガル語のページを読んでください!)

広報

たかはま

編集/発行 高浜市役所危機管理グループ
〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2
TEL (0566) 52-1111 FAX (0566) 52-1110
<http://www.city.takahama.lg.jp/>
電子メール info@city.takahama.lg.jp

早期配布にご協力ください。



広報たかはまは大豆インキ
を使用しています。



表紙

切磋琢磨
世界大会をめざして

ロボカップ世界大会への第一関門「高浜ノード大会」(地区予選)。たかはま夢・未来塾ロボットクラブの塾生らが作り上げたロボットがサッカーを競い合いました。ロボットの知能・強度などが最も優れ、勝利した2チームが次のステージ(東海ブロック大会)へと進んでいきます。4年連続の世界大会進出をめざして頑張ってくださいね。